（補足資料－５）低利融資、起債、総括原価方式、他

【チリ】

CORFO(Corporacion de Fomento De la Produccion)：産業開発公社

CORFO はチリの経済発展を目的として、1939 年に設立された政府機関で、これまで国営電力会社、国営石油公社、民間鉄鉱石企業等、チリを代表する企業の設立や経営支援をしてきた。最近では、チリ政府による国家エネルギー戦略に基づく再生可能エネルギー関連及び鉱山関連プロジェクトの促進・支援なども行っている。

Banco BICE：BICE 銀行

地元のマット・ファミリーによってコントロールされているチリの BICE 銀行は、企業、機関投資家、個人や中小企業への法人向け銀行業務、資産管理、財務、資産管理、投資銀行業務、金融仲介、およびリテール・バンキングに関連する業務やサービスを提供している。2013 年、長期的な非従来型の再生可能エネルギー（NCRE）のプロジェクトに資金を提供する国際金融公社（IFC）から US $75million の融資を受けた。BICE 銀行は、1979 年に設立され、Santiago にある。

KfW(the German Development Bank)
ドイツ復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)

KfW は、KfW 法[1]（Gesetz über die Kreditanstalt für Wiederaufbau、ドイツ復興金融公庫法）に基づく組織である。KfW の資本の 80%は連邦共和国が所有し、残りの 20%は連邦州が所有している。

KfW 法に基づき、中小企業、自由業、企業、ベンチャーキャピタル、住宅供給、環境保護、インフラ整備、技術革新及び国債開発協力等の融資による助成事業の実施、地方機関・特定目的組合への融資、教育・社会的目的を持つ施策への融資、並びに欧州投資銀行や欧州連合の経済利益促進の分野で融資を行う機能を有している。事業分野は以下の通り。

- KfW 中小企業銀行（KfW Mittelstandsbank）：中小企業、ベンチャーへの助成
- KfW 民間顧客銀行（KfW Privatkundenbank）：個人の住宅や教育に関する融資
- KfW 地方自治体銀行（KfW Kommunalbank）：地方自治体向けのインフラ整備融資、州立支援財団（Landesförderinstitute）への融資
- KfW IPEX 銀行（KfW IPEX-Bank）：輸出金融及びプロジェクト・ファイナンス
- KfW 開発銀行（KfW Entwicklungsbank）：公的開発援助活動
- DEG：発展途上国の民間部門投資への融資
- 資本市場活動：資金調達、証券化等

日本でも債券の発行を活発に実施している。

【日本】

農山漁村電気導入促進法：

（出典）http://www.houko.com/00/01/S27/358.HTM

http://roppou.mark-point.jp/%E6%9D%A1%E6%96%87/農山漁村電気導入促進法.html

http://www.maff.go.jp/j/denmado/d_tetuduki/c0191.html

＜目的＞

この法律は、電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村につき電気の導入をして、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする。

＜支援対象＞

○ 電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村

○ 発電水力が未開発のまま存する農山漁村

＜支援内容＞

○ 電気の導入をして、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図るため、発電施設や送電配電施設の改良、造成等に必要な資金の補助や融資を行う。

過疎債：

（出典）http://www.soumu.go.jp/main_content/000478828.pdf

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。充当率は 100%であり、その元利償還金の 70%は国からの地方交付税措置が行われるため、元利償還の負担は少なく、過疎地域の貴重な財源となっている。

電源立地地域対策交付金

（出典）経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的として、当該都道府県・市町村等へ交付される。

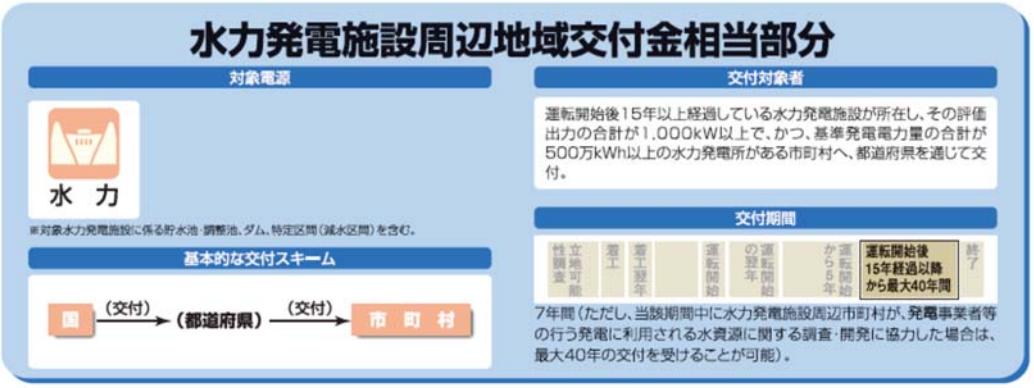

水力発電施設に対する固定資産税：

（出典）http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/support_living/effort003/

固定資産税の税額は、当該市町村内の発電用施設の固定資産額に税率を乗じた額となる。なお、固定資産税は民間所有の固定資産が課税対象であるが、国および地方公共団体等が開発した水力発電所については、固定資産税（地方税法）の代わりに「国有資産等所在市町村交付金法」の適用を受け、固定資産税相当額が「国有資産等所在市町村交付金」として地元市町村に交付される。